

武蔵野市財政援助出資団体経営改革プラン(対象団体:財団法人武蔵野市開発公社)

平成 22 年7月改正

<目次>

1	プランの目的	1
2	対象団体	1
3	計画期間	1
4	経営改革プラン	2
(1)	経営健全性の確保	2
(2)	事業評価の導入と事務事業の見直し	2
(3)	団体職員の人材育成と財政基盤の強化	3
(4)	人事・給与制度の見直し	3
(5)	組織・職員数等の適正化と目的・目標達成に向けた効率的運営の推進	3
(6)	情報公開の更なる推進	4
(7)	武蔵野市財政援助出資団体経営懇談会	4
(8)	公益法人改革への対応	4

1 プランの目的

財政援助出資団体は、武蔵野市が主に出資等を行って設立し、基本的に市政の代替・補完機能を担っている。各団体は設立趣旨を的確に果たすよう常に自ら経営改善を進めると同時に、市は団体の設立者として、団体のあり方を見直し、適切な指導監督を行わなければならない。

平成 16 年度の指定管理者制度の導入や平成 20 年 12 月からの公益法人改革の実施、平成 21 年 4 月の財政健全化法施行により団体の負債の一定部分が市の将来負担比率計算上に反映されることになり、市の財政と団体の財政を一体として考える必要が生じたことなど、市及び団体を取り巻く環境が変わった。それにより、各団体を取り巻く社会環境の変化は厳しさを増している。

これらの変化に適切に対応できるよう、団体の更なる自立的経営を促進し、団体の活性化をはかるため、この経営改革プランを策定する。

2 対象団体

区分	団体名	設立目的
出資団体	財団法人武蔵野市開発公社	武蔵野市における都市開発事業を円滑に推進するために必要な施設の整備及び建設並びに都市活性化に関する事業を行い、市民福祉の増進と市の発展に寄与する。

3 計画期間

平成 22 年度から平成 24 年度までの 3 年間を計画期間とする。

4 経営改革プラン

(1) 経営健全性の確保

団体ごとの経営改革プランの着実な実施

取組目標		団体は、経営等が困難な状況に陥った場合は、経営者の民事上の責任などが問われることを自覚し、健全な経営を行う。市の団体所管部課は団体の経営状況を的確に把握し、健全な経営を促すよう指導監督を行う。 市の団体所管部課は団体が自主的に経営改革を推進するよう、平成22年度を初年度とする3か年の経営改革プランを平成21年度に策定し、それに基づき、健全な経営を行いうよう要請する。
年次計画	年度	指導監督内容
	H22	市経営改革プラン及び団体の経営改革プランの着実な実施
	H23	市経営改革プラン及び団体の経営改革プランの着実な実施
	H24	市経営改革プラン及び団体の経営改革プランの着実な実施 平成25年度を初年度とする経営改革プランを策定する。

団体に対する運営費補助と委託料の精査

取組目標		市から団体への財政支出は、団体の運営等に対する補助金と団体への事業委託との区分を明確にする。運営費補助については、厳しく内容を精査し、団体の自立的な経営努力を促進するために必要最小限とする。また、事業委託については、類似の民間企業との競争を前提に金額を算定し、常に費用対効果の検証を行う。
年次計画	年度	指導監督内容
	H22	従来から運営費補助は支出していないが、今後市から公社へ事業委託をする場合は、適正な委託料となるよう精査する。
	H23	今後市から公社へ事業委託をする場合は、適正な委託料となるよう精査する。
	H24	今後市から公社へ事業委託をする場合は、適正な委託料となるよう精査する。

(2) 事業評価の導入と事務事業の見直し

事業評価の導入と事務事業の見直し

取組目標		団体は組織の目的・目標を明確化し、それらが適正に果たされているかを毎年評価し、目的・目標の達成に向けて効果的かつ効率的な事業実施を行うとともに、事務事業の不断の見直しを行う。市の団体所管部課は、団体の自己評価結果を踏まえ適切な指導監督を行う。
年次計画	年度	指導監督内容
	H22	事業、財務及び人事・組織について、経営改革プランに基づき経営目標を立て、その実施状況を評価するよう要請し、その結果を評価したものを作成して市のホームページで公表する。また、改善が必要な点については、指導を行う。
	H23	事業、財務及び人事・組織について、経営改革プランに基づき経営目標を立て、その実施状況を評価するよう要請し、その結果を評価したものを作成して市のホームページで公表する。また、改善が必要な点については、指導を行う。
	H24	事業、財務及び人事・組織について、経営改革プランに基づき経営目標を立て、その実施状況を評価するよう要請し、その結果を評価したものを作成して市のホームページで公表する。また、改善が必要な点については、指導を行う。

(3) 団体職員の人才培养と財政基盤の強化

団体職員の人才培养と財政基盤の強化

取組目標		団体は、将来の団体経営を担う人才培养を強化するため、市・団体間の人事交流による研修や団体内における職員研修を強化し、中長期的視点をもって人才培养に取り組む。団体職員の仕事に対する自覚と意欲を高める。また、団体職員の高齢化に伴う人件費の増加も予想されるので、より一層効率的な経営を行い、財政基盤を強化する必要がある。
年次計画	年度	指導監督内容
	H22	団体が今後展開すべき事業を担う人才培养の強化のため、職員1人の派遣研修を受け入れる。 団体の財務状況が良好なものとなるよう、管理経費を削減するように要請する。
	H23	団体の事業を担う人才培养の強化のため、継続して人才培养を行うように要請する。 団体の財務状況が良好なものとなるよう、管理経費を削減するように要請する。また、市事業の委託化を検討する。
	H24	団体の事業を担う人才培养の強化のため、継続して人才培养を行うように要請する。 団体の財務状況が良好なものとなるよう、管理経費を削減するように要請する。また、市事業の委託を行う。

(4) 人事・給与制度の見直し

人事・給与制度の見直し

取組目標		団体は、都または東社協の給料表の適用を原則としているが、今後は市の財政支援の縮減も念頭に、団体の経営・財政状況等に見合った適正な給与制度に見直す。また、職員個人の能力・実績に応じた給与制度を導入し、職員の意欲向上を図る。指定管理者の選定は公募が原則であることを念頭に、指定管理者の指定を受けている団体は、将来の公募を視野に入れ、類似の事業を行う民間企業等の給与水準の動向等も勘案し、適正な給与制度の構築及び運用を行う。
年次計画	年度	指導監督内容
	H22	団体の職員の能力・実績に応じた給与制度の導入を検討する。
	H23	団体の経営・財政状況等に見合った適正な給与制度に見直しを要請する。
	H24	団体の経営・財政状況等に見合った適正な給与制度に見直しを要請する。

(5) 組織・職員数等の適正化と目的・目標達成に向けた効率的運営の推進

組織・職員数等の適正化と目的・目標達成に向けた効率的運営の推進

取組目標		団体の組織・職員数等のより一層の適正化に向け、少数精鋭の徹底、柔軟な勤務体制の導入、更なる民間活力手法の導入を行う。職員の仕事に対する意欲の向上を図るために、組織の目的・目標を明確に示す。また、嘱託職員、アルバイトなど多様な形態の人才活用を図る際には、それぞれの果たすべき職務や責任の内容を明確にし、各々が意欲を持って働く人材活用を図る。
年次計画	年度	指導監督内容
	H22	団体の組織・職員数のより一層の適正化を要請する。また、職員の仕事に対する意欲の向上を図るため組織の目的・目標の明確に示し、意欲を持って働く人事活用を図ることを要請する。
	H23	団体の組織・職員数のより一層の適正化を要請する。また、職員の仕事に対する意欲の向上を図るため組織の目的・目標の明確に示し、意欲を持って働く人事活用を図ることを要請する。
	H24	団体の組織・職員数のより一層の適正化を要請する。また、職員の仕事に対する意欲の向上を図るため組織の目的・目標の明確に示し、意欲を持って働く人事活用を図ることを要請する。

(6) 情報公開の更なる推進

情報公開の更なる推進		
取組目標	指導監督内容	
年次計画	年度	団体はホームページ等を通じ、寄付行為や定款、事業計画、財務諸表、事務事業評価、役員報酬などを市民に分かりやすく公表し、団体の信頼性の向上を図る。
	H22	ホームページの確認を行い、上記取組目標に記載された内容がホームページに掲載されるよう要請するとともに、市民に分かりやすい情報公開を行うよう要請する。
	H23	団体がホームページ等により市民に分かりやすい情報公開を行うよう要請する。
	H24	団体がホームページ等により市民に分かりやすい情報公開を行うよう要請する。

(7) 武蔵野市財政援助出資団体経営懇談会

武蔵野市財政援助出資団体経営懇談会（市と団体間、団体相互の連絡調整の強化）		
取組目標	指導監督内容	
年次計画	年度	市の団体に対する指導監督の基本方針の周知、その実施方法の検討、市と団体相互の連絡調整、各団体が抱える課題の情報共有、各団体が実施する類似の事業の再編等を行うため、市長と団体の経営者による武蔵野市財政援助出資団体経営懇談会を毎年実施する。
	H22	経営懇談会において、団体の現状及び課題について情報交換を行い、経営改善に努めるように要請する。
	H23	経営懇談会において、団体の現状及び課題について情報交換を行い、経営改善に努めるように要請する。
	H24	経営懇談会において、団体の現状及び課題について情報交換を行い、経営改善に努めるように要請する。

(8) 公益法人改革への対応

公益法人改革への対応		
取組目標	指導監督内容	
年次計画	年度	平成 20 年 12 月 1 日から公益法人改革が始まり、社団法人・財団法人は特例民法法人に移行した。これらの団体は今後5年以内(平成 25 年 11 月 30 日まで)に、一般社団法人・一般財団法人又は公益社団法人・公益財団法人に移行しなければならない。当面、一般社団法人・一般財団法人化する団体にあっても、市の財政支援を受け公共の一端を担っていることや、公益法人という名称を取得することにより外形的信用性を高められることを鑑み、早急に公益社団法人・公益財団法人化を図るよう努める。
	H22	公益財団法人化に向け、不断の情報収集を行い、その手法等について検討する。
	H23	公益財団法人へ移行するように努める。
	H24	公益財団法人へ移行するように努める。